

道路占用料新旧対照一覧表（令和6年4月1日改定）

占用物件			単位	新金額（円）	旧金額（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		1本につき1年	570	510
	第2種電柱			870	790
	第3種電柱			1,200	1,100
	第1種電話柱			510	460
	第2種電話柱			810	730
	第3種電話柱			1,100	1,000
	その他の柱類			51	46
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年	5	5
	地下電線その他地下に設ける線類			3	3
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	490	450
	地下に設ける変圧器		占用面積1㎡につき1年	300	270
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,000	910
	郵便差出箱及び信書便差出箱			420	380
	広告塔		表示面積1㎡につき1年	1,800	1,900
	その他のもの		占用面積1㎡につき1年	1,000	910
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの		長さ1mにつき1年	21	19
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			30	27
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			45	41
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			61	55
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			91	82
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			120	110
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			210	190
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの			300	270
	外径が1.0m以上のもの			610	550
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	長さ1mにつき1年	3	—
		その他のもの		10	—
	その他のもの	道路上に設けるもの	1本につき1年	810	—
		地下に設けるもの		510	—
	その他のもの		占用面積1㎡につき1年	300	—
	その他のもの			1,000	—

占有物件		単位	新金額（円）	旧金額（円）	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1㎡につき1年	1,000	910	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	AIに0.004を乗じて得た額	AIに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	AIに0.006を乗じて得た額	AIに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	AIに0.007を乗じて得た額	AIに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		占有面積1㎡につき1年	900	930
	地下に設ける通路			540	560
	その他のもの			1,000	910
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1㎡につき1日	18	19
	その他のもの		占有面積1㎡につき1月	180	190
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	180	190
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,800	1,900
	標識		1本につき1年	810	730
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18	19
		その他のもの	1本につき1月	180	190
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	18	19
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	180	190
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800	1,900
		その他のもの		900	930
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1㎡につき1年	1,000	910
政令第7条第3号に掲げる施設		占有面積1㎡につき1年	AIに0.031を乗じて得た額	AIに0.033を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1㎡につき1月	180	190	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び第7号に掲げる施設			100	91	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		AIに0.012を乗じて得た額	AIに0.016を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		AIに0.017を乗じて得た額	AIに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		AIに0.025を乗じて得た額	AIに0.033を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		AIに0.015を乗じて得た額	AIに0.016を乗じて得た額	
	その他のもの		AIに0.011を乗じて得た額	AIに0.012を乗じて得た額	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		AIに0.015を乗じて得た額	AIに0.016を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		AIに0.022を乗じて得た額	AIに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		AIに0.031を乗じて得た額	AIに0.033を乗じて得た額	
政令第7条第12号に掲げる掲げる器具		占有面積1㎡につき1年	AIに0.025を乗じて得た額	—	
その他	その他の物件又は施設		市長が定める額		